

社会福祉法人新見市社会福祉協議会役員等報酬規程

制定 平成28年12月26日 規程第4号

改正 平成29年 6月20日 規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等に対する報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各種委員会委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員等が、職務のため会議等に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。ただし、役員等を兼任し、同日に複数の職務についた場合は、一職務についてのみ支給する。また、職員を兼ねる役員等には支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この規程をもって、本会の定款第10条（評議員の報酬等）及び第25条（役員等の報酬等）に掲げる報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。